

平成28年6月14日 開会

平成28年6月 日 閉会

平成28年第2回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

報告第1号	平成27年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	P 1
報告第2号	平成27年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書に ついて……………	P 5
報告第3号	民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について……………	P 7
報告第4号	放棄したその他の債権の報告について……………	P 9
承認第1号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承 認を求めることについて……………	P 17
承認第2号	江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるこ とについて……………	P 21
議案第1号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	P 39
議案第2号	江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例の制定について……………	P 41
議案第3号	江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例について……………	P 43
議案第4号	平成28年度江差町一般会計補正予算（第1号）について……………	P 47
議案第5号	平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）に ついて……………	P 61
議案第6号	平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に ついて……………	P 73
議案第7号	平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について……	P 85
議案第8号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について……………	P 99
議案第9号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について……………	P 101
議案第10号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について……………	P 105
議案第11号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について……………	P 107
選挙第1号	江差町選挙管理委員会委員の選挙について……………	別 添
選挙第2号	江差町選挙管理委員会委員補充員の選挙について……………	別 添

報告第1号

平成27年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成27年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

平成27年度 江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
2	1	情報システムセキュリティ強化対策	円 38,627,000	円 38,627,000	円	円 調定未済額 38,550,000 (内訳) 国庫補助金 5,650,000 町債 32,900,000	円 77,000
2	1	開陽丸管理棟・観光インフォメーションセンター整備事業補助	円 22,000,000	円 22,000,000	円	円 調定未済額 20,000,000 (内訳) 国庫補助金 20,000,000	円 2,000,000
2	1	空き家・空き店舗調査事業	円 6,070,000	円 6,070,000	円	円 調定未済額 6,000,000 (内訳) 国庫補助金 6,000,000	円 70,000
2	1	バリアフリーレジャー人材育成事業(開陽丸介助スタッフ配置等)	円 2,672,000	円 2,672,000	円	円 調定未済額 2,622,000 (内訳) 国庫補助金 2,622,000	円 50,000
2	1	バリアフリーレジャー実証点検事業	円 4,050,000	円 4,050,000	円	円 調定未済額 3,670,000 (内訳) 国庫補助金 3,670,000	円 380,000
2	1	檜山管内7町と東京都特別区との連携事業	円 8,342,000	円 8,342,000	円	円 調定未済額 7,422,000 (内訳) 7,422,000	円 920,000
3	1	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	円 39,989,000	円 39,989,000	円	円 調定未済額 39,989,000 (内訳) 国庫補助金 39,989,000	円
7	1	地域DMO推進体制整備	円 11,660,000	円 11,660,000	円	円 調定未済額 11,460,000 (内訳) 国庫補助金 11,460,000	円 200,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
7 商工費	1 商工費	地域ブランド化推進	円 14,500,000	円 14,500,000	円	円 調定未済額 14,500,000 (内訳) 国庫補助金 14,500,000	円
7 商工費	1 商工費	他市町村との連携事業(えさし同名自治体連携・近隣市町連携)	円 1,348,000	円 1,348,000	円	円 調定未済額 1,200,000 (内訳) 国庫補助金 1,200,000	円 148,000
7 商工費	1 商工費	日本で最も美しい村 北海道連携会議事業	円 400,000	円 400,000	円	円 調定未済額 400,000 (内訳) 国庫補助金 400,000	円
7 商工費	1 商工費	バリアフリーレジャー 人材育成事業(追分 会館介助スタッフ配 置)	円 1,953,000	円 1,953,000	円	円 調定未済額 1,903,000 (内訳) 国庫補助金 1,903,000	円 50,000
8 土木費	4 港湾費	港湾整備事業特別会 計繰出(港湾センター 多目的トイレ整備)	円 9,000,000	円 9,000,000	円	円 調定未済額 8,000,000 (内訳) 国庫補助金 8,000,000	円 1,000,000
8 土木費	6 住宅費	公営住宅長寿命化対 策(町営住宅南が丘 第1団地長寿命化改 修)	円 30,412,000	円 30,412,000	円	円 調定未済額 12,844,000 (内訳) 国庫補助金 12,844,000	円 17,568,000
10 教育費	2 小学校費	江差小学校屋内消火 栓ポンプ取替修繕	円 4,752,000	円 4,752,000	円	円	円 4,752,000
10 教育費	5 社会教育費	バリアフリーレジャー 人材育成事業(文化 財施設介助スタッフ配 置)	円 1,953,000	円 1,953,000	円	円 調定未済額 1,903,000 (内訳) 国庫補助金 1,903,000	円 50,000

報告第2号

平成27年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

平成27年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

平成27年度 江差町港湾整備事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源
1	1	港湾センター多目的 トイレ整備	円 9,000,000	円 9,000,000	円	円 調定未済額 9,000,000 (内訳) 一般会計繰 入金 9,000,000	円

報告第3号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、平成 7 年災害援護資金未償還金（貸付金保証債務）に対する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定によりみなされる訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 5 月 18 日

江差町長 照 井 誉之介

平成 7 年災害援護資金未償還金（貸付金保証債務）に対する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定によりみなされる訴えの提起について

次のとおり、平成 7 年災害援護資金未償還金（貸付金保証債務）に係る保証債務者に対し行った支払督促について、当該保証債務者から督促異議の申立てがあったことによる民事訴訟法第 395 条の規定によりみなされる訴えの提起をした。

1 支払督促の概要

貸付金の名称	平成 7 年集中豪雨災害援護資金			
借 受 人	住 所		氏 名	死亡
保 証 人	住 所		氏 名	
貸 付 金	元 金	利 子	合 計	摘 要
	500,000 円	22,666 円	522,666 円	
償還済額	元 金	利 子	合 計	摘 要
	170,000 円	2,666 円	172,666 円	
未償還額	元 金	利 子	合 計	摘 要
	330,000 円	20,000 円	350,000 円	

- 2 相手方
- 3 支払督促の申立てを行った日 平成 28 年 5 月 9 日
- 4 相手方が督促異議の申立てを行った日 平成 28 年 5 月 12 日
- 5 民事訴訟法第 395 条の規定により訴えの提起あったものとみなされた日
平成 28 年 5 月 9 日
- 6 訴訟遂行の方針

保証債務者は、平成 7 年災害援護資金未償還金（貸付金保証債務）を滞納しており、催告にもかかわらず支払いに応じない。そのため、支払督促を申し立てたところ、当該保証債務者から督促異議の申立てがあり通常訴訟へ移行することになった。よって、滞納貸付金の支払いを求める訴えを提起するものである。

報告第4号

放棄したその他の債権の報告について

江差町債権管理条例（平成22年江差町条例第1号）第12条第1項の規定により、町のその他の債権について、別紙調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

私債権放棄調書 (総括表)

債権の名称 (担当課)	債権の額	債権の件数
給水料金 (建設水道課)	369,150 円	63 件
学童保育所保育料 (町民福祉課)	109,000 円	3 件
合 計	478,150 円	66 件

私債権放棄調書

債権の名称 給水料金
担当課 建設水道課

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等		備考
			債権発生日	事由	
1	9,414円	平成28年3月30日	平成18年10月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
2	10,834円	平成28年3月30日	平成18年11月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
3	12,564円	平成28年3月30日	平成19年11月12日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
4	11,180円	平成28年3月30日	平成19年12月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
5	10,834円	平成28年3月30日	平成20年1月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
6	10,834円	平成28年3月30日	平成20年2月12日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
7	10,142円	平成28年3月30日	平成20年3月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
8	4,926円	平成28年3月30日	平成20年11月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
9	12,572円	平成28年3月30日	平成20年12月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
10	11,438円	平成28年3月30日	平成21年2月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
11	12,572円	平成28年3月30日	平成21年3月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
12	7,658円	平成28年3月30日	平成21年10月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
13	8,414円	平成28年3月30日	平成21年11月12日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
14	7,280円	平成28年3月30日	平成22年1月12日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
15	6,146円	平成28年3月30日	平成22年2月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
16	6,524円	平成28年3月30日	平成22年3月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
17	5,390円	平成28年3月30日	平成22年9月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
18	6,524円	平成28年3月30日	平成22年10月12日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民

私債権放棄調書

債権の名称
担当課 給水料金
建設水道課

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等		備考
			債権発生日	事由	
19	6,524円	平成28年3月30日	平成22年11月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
20	5,012円	平成28年3月30日	平成23年2月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
21	5,390円	平成28年3月30日	平成23年3月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
22	4,634円	平成28年3月30日	平成23年4月11日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
23	7,280円	平成28年3月30日	平成23年5月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
24	8,414円	平成28年3月30日	平成23年8月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
25	5,390円	平成28年3月30日	平成23年11月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
26	6,146円	平成28年3月30日	平成23年12月12日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
27	5,768円	平成28年3月30日	平成24年1月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
28	5,768円	平成28年3月30日	平成24年2月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
29	7,280円	平成28年3月30日	平成24年12月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
30	7,658円	平成28年3月30日	平成25年1月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
31	6,524円	平成28年3月30日	平成25年2月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
32	5,012円	平成28年3月30日	平成25年3月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
33	7,658円	平成28年3月30日	平成25年4月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
34	5,012円	平成28年3月30日	平成25年5月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
35	3,500円	平成28年3月30日	平成25年6月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民
36	3,122円	平成28年3月30日	平成25年7月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）平成27年7月22日	債務者 江差町民

私債権放棄調書

債権の名称 給水料金
担当課 建設水道課

番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	放棄した事由等		備考
				債権発生日	事由	
37	2,398円	平成28年3月30日	平成25年8月16日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
38	9,114円	平成28年3月30日	平成22年7月12日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
39	5,712円	平成28年3月30日	平成22年8月10日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
40	4,200円	平成28年3月30日	平成22年9月10日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
41	3,152円	平成28年3月30日	平成22年10月12日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
42	146円	平成28年3月30日	平成23年3月10日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
43	2,366円	平成28年3月30日	平成23年4月11日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
44	2,628円	平成28年3月30日	平成23年5月10日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
45	3,414円	平成28年3月30日	平成23年8月10日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
46	2,628円	平成28年3月30日	平成23年11月10日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
47	3,152円	平成28年3月30日	平成23年12月12日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
48	2,366円	平成28年3月30日	平成24年1月10日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
49	2,890円	平成28年3月30日	平成24年2月10日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
50	2,366円	平成28年3月30日	平成24年12月16日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
51	2,366円	平成28年3月30日	平成25年1月16日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
52	2,366円	平成28年3月30日	平成25年2月16日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
53	2,366円	平成28年3月30日	平成25年3月16日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民
54	2,366円	平成28年3月30日	平成25年4月16日	破産免責 (条例第12条第1項第2号)	平成27年7月22日	債務者 江差町民

私債権放棄調書

債権の名称 給水料金
担当課 建設水道課

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			備考
			債権発生日	事由		
55	3,152円	平成28年3月30日	平成25年5月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）	平成27年7月22日	債務者 江差町民
56	2,628円	平成28年3月30日	平成25年6月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）	平成27年7月22日	債務者 江差町民
57	2,890円	平成28年3月30日	平成25年7月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）	平成27年7月22日	債務者 江差町民
58	948円	平成28年3月30日	平成25年8月16日	破産免責（条例第12条第1項第2号）	平成27年7月22日	債務者 江差町民
59	4,852円	平成28年3月30日	平成21年10月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）	平成26年6月26日	債務者 江差町民
60	4,852円	平成28年3月30日	平成21年11月12日	破産免責（条例第12条第1項第2号）	平成26年6月26日	債務者 江差町民
61	4,852円	平成28年3月30日	平成21年12月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）	平成26年6月26日	債務者 江差町民
62	4,852円	平成28年3月30日	平成22年1月12日	破産免責（条例第12条第1項第2号）	平成26年6月26日	債務者 江差町民
63	12,790円	平成28年3月30日	平成22年2月10日	破産免責（条例第12条第1項第2号）	平成26年6月26日	債務者 江差町民
計	369,150円					

私債権放棄調書

債権の名称 雑入（学童保育所保育料）
担 当 課 町民福祉課

番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	放棄した事由等		備考
				事由		
1	51,000円	平成28年3月30日	平成19年4月1日	無資力・回復困難（条例第12条第1項第2号）	債務者	江差町民
2	8,000円	平成28年3月30日	平成20年4月1日	無資力・回復困難（条例第12条第1項第2号）	債務者	江差町民
3	50,000円	平成28年3月30日	平成20年4月1日	生活保護（条例第12条第1項第1号）平成28年1月8日	債務者	江差町民
計	109,000円					

承認第1号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法施行令（平成2
7年政令第391号）の施行に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す
る条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

平成28年5月2日

江差町長 照 井 誉之介

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（平成28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し「（経過措置）」を「（適用区分）」に改め、同項中「行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつたこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。」を「改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前に公示等された場合については、なお従前の例による。」に改める。

附 則

この条例は、平成28年5月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

承認第2号

江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号、39号）の施行に伴い、江差町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

平成28年5月17日

江差町長 照 井 誉之介

江差町税条例等の一部を改正する条例

(江差町税条例の一部改正)

第1条 江差町税条例(昭和25年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立」を「審査請求」に改める。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に、「場合において、」を「場合において」に改める。

第19条中「。）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「以下第1号及び第2号」を「以下第1号、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第43条の見出し中「賦課後」を「賦課額」に改め、同条第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「偽り、その他不正の」を「偽りその他不正の」に、「税額を変更し」を「税額を変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「（法同条第23項の規定）」を「（同条第23項の規定）」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11

第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし、」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「詐偽、その他不正の」を「詐偽その他不正の」に、「更正、若しくは」を「更正若しくは」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該

申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第80条第1項中「軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。」を「軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。」に改め、同条第2項中「軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。」を「前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。」に改め、同条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて、軽自動車税」を「により種別割」に、「できないもの」を「できない者」に、「においては」を「には」に改め、「対して軽自動車税を」を削り、同項ただし書中「但し、」を「ただし、」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の6条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適

用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。
(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、」に改め、同条第2号ア中「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円」を「(1) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円」に、「3輪のもの 年額 3,900円」を「(2) 3輪のもの 年額 3,900円」に、「4輪以上のもの」を「(3) 4輪以上のもの」に、「乗用のもの」を「(i) 乗用のもの」に、「営業用 年額 6,900円」を「 営業用 年額 6,900円」に、「自家用 年額 10,800円」を「 自家用 年額 10,800円」に、「貨物用のもの」を「(ii) 貨物用のもの」に、「営業用 年額 3,800円」を「 営

業用 年額 3,800円」に、「自家用 年額 5,000円」を「自家用 年額 5,000円」に改め、同号イ中「農耕作業用のもの 年額 2,000円」を「(1) 農耕作業用のもの 年額 2,000円」に、「その他のもの 年額 5,900円」を「(2) その他のもの 年額 5,900円」に改める。

第83条の見出し、同条、第85条の見出し及び同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「直接専用するものと認める」を「直接専用する」に改め、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「するものうち町長が必要と認めるもの」を「するもの」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項前段中「第443条第1項」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に改め、「、」を削り、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項後段中「軽自動車税」を「種別割」に、「第443条第1項」を「第445条」に、「第80

条の2」を「第81条の2」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第10条の2第1項から第3項までの規定中「規定する条例」を「規定する町の条例」に改め、同条第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に、「規定する条例」を「規定する町の条例」に改め、同条第5項中「規定する条例」を「規定する町の条例」に改め、同条第6項中「市町村の条例」を「町の条例」に改め、同条第12項中「市町村の条例」を「町の条例」に改め、同項を同条第19項とし、同項の前に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する町の条例で定める割合は5分の4とする。

附則第10条の2第11項中「規定する条例」を「規定する町の条例」に改め、同項を同条第17項とし、同条第10項中「規定する条例」を「規定する町の条例」に改め、同項を同条第16項とし、同条第9項中「市町村の条例」を「町の条例」に改め、同項を同条第15項とし、同項の前に次の5項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2第8項中「市町村の条例」を「町の条例」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「市町村の条例」を「町の条例」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第8項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第15条の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 町は、道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(2)	3,900円	4,600円
第2号ア(3)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日までの」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(2)	3,900円	1,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(2)	3,900円	2,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(2)	3,900円	3,000円
第2号ア(3)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(3)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 江差町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「町税条例第82条及び」に改め、「掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(2)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(3)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(3)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第8号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(2)の項	第2号ア(2)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(2)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(3)(i)の項	第2号ア(3)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(3)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(3)(ii)の項	第2号ア(3)(ii)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(3)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第3条 江差町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「、新条例」を「、町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年5月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中町税条例第19条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中町税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第20号)附則第6条第7項の改正規定(「、新条例」を「、町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中町税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「)、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に6条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に4条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中町税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第20号)附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用す

る。

- 3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され

る新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 1 号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 28 年 6 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 28 年政令第 133 号）の施行に伴い、江差町国民健康保険税条例を改正する必要があるため。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例の制定について

江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例を、次のように定める。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の改正に伴い、江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例を制定するもの。

江差町法務嘱託職員の任用等に関する条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、法務嘱託職員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任 用)

第2条 町長は、次に掲げる業務を行わせるため必要があると認めるときは、法務嘱託職員を任用することができる。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、その遂行に法律に関する高度の専門的な知識経験が、特に必要となる業務

2 前項の規定による任用は、同項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(身 分)

第3条 法務嘱託職員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職とする。

(報酬等の支給及び勤務時間等)

第4条 法務嘱託職員の報酬及び費用弁償の支給並びに勤務時間及び勤務日については、町長が別に定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 法務嘱託職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、又、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、町長の許可を受けなければならない。また、退職者についても同様とする。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、拒むことができない。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法務嘱託職員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第3号

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成28年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正に伴い、江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要性が生じたため。

江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1中「

法令又は条例に基づく委員	社会福祉委員	委員長	年 144,000円
		副委員長	年 121,500円
		委員	年 117,000円
	介護認定審査会委員	委員長	日 14,900円
		副委員長	日 11,000円
		委員	日 10,000円
	障害支援区分認定審査会委員	委員長	日 14,900円
		委員	日 10,000円
	その他の委員	委員長	日 3,000円
		委員	日 2,000円

」を「

法令又は条例に基づく委員	社会福祉委員	委員長	年 144,000円
		副委員長	年 121,500円
		委員	年 117,000円
	介護認定審査会委員	委員長	日 14,900円
		副委員長	日 11,000円
		委員	日 10,000円
	障害支援区分認定審査会委員	委員長	日 14,900円
		委員	日 10,000円
	法務嘱託職員		時 10,000円
	その他の委員	委員長	日 3,000円
委員		日 2,000円	

」に改める。

別表中「

法令又は条例に基づく委員	社会福祉委員	委員長	年 160,000円
		副委員長	年 135,000円
		委員	年 130,000円
	介護認定審査会委員	委員長	日 14,900円
		副委員長	日 11,000円
		委員	日 10,000円
	障害支援区分認定審査会委員	委員長	日 14,900円
		委員	日 10,000円
	その他の委員	委員長	日 5,000円
委員		日 4,000円	

」を「

法令又は条例に基づく委員	社会福祉委員	委員長	年 160,000円
		副委員長	年 135,000円
		委員	年 130,000円
	介護認定審査会委員	委員長	日 14,900円
		副委員長	日 11,000円
		委員	日 10,000円
	障害支援区分認定審査会委員	委員長	日 14,900円
		委員	日 10,000円
	法務嘱託職員		時 10,000円
その他の委員	委員長	日 5,000円	
	委員	日 4,000円	

」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第4号

平成28年度江差町一般会計補正予算（第1号）について

平成28年度江差町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ17,111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,151,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成28年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

平成28年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	戸籍住民登録費	社会保障・税番号制度に係る通知カード・個人番号カード関連事務委任	1,232	1,232					
民生費	社会福祉総務費	国民健康保険費特別会計繰出(社会保障・税番号制度に係る国民健康保険システム改修)	720	479				241	
民生費	老人福祉費	後期高齢者医療特別会計繰出(社会保障・税番号制度に係る後期高齢者医療システム改修)	355	236				119	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出(社会保障・税番号制度に係る介護保険システム改修)	972	648				324	
民生費	国民年金事務費	社会保障・税番号制度に係るシステム整備等(国民年金システム改修)	253	252				1	
民生費	障害者福祉費	社会保障・税番号制度に係るシステム整備等(障害者福祉システム改修)	677	450				227	
民生費	児童福祉総務費	社会保障・税番号制度に係るシステム整備等(児童福祉システム改修)	607	404				203	
社会保障・税番号制度に係る事業 計			4,816	3,701				1,115	
総務費	財産管理費	旧JR江差線鉄道用地防雪柵撤去	4,298				4,298		
総務費	企画費	地域おこし協力隊配置	3,006					3,006	
民生費	社会福祉施設費	老人福祉センター浄化槽プロワ取替修繕	547					547	
衛生費	予防費	予防事務(臨時保育士配置)	588					588	
農林水産業費	農業振興費	経営所得安定対策	1,519		1,519				
商工費	観光費	サマーナイトかもめ島実行委員会補助	1,100				500	600	

平成28年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
土木費	港湾管理費	江差港船潤上屋改修	1,237					1,237	
計			17,111	3,701	1,519		4,798	7,093	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		417,042	3,701	420,743
	2国庫補助金	71,778	3,701	75,479
14道支出金		279,069	1,519	280,588
	2道補助金	52,081	1,519	53,600
16寄附金		50,001	500	50,501
	1寄附金	50,001	500	50,501
17繰入金		282,087	4,298	286,385
	2基金繰入金	281,368	4,298	285,666
18繰越金		35,000	7,093	42,093
	1繰越金	35,000	7,093	42,093
歳入合計		5,134,572	17,111	5,151,683

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		957,391	8,536	965,927
	1総務管理費	881,151	7,304	888,455
	3戸籍住民登録費	29,845	1,232	31,077
3民生費		1,444,825	4,131	1,448,956
	1社会福祉費	1,232,015	3,524	1,235,539
	2児童福祉費	212,810	607	213,417
4衛生費		428,105	588	428,693
	1保健衛生費	428,105	588	428,693
6農林水産業費		174,601	1,519	176,120
	1農業費	92,627	1,519	94,146
7商工費		204,349	1,100	205,449
	1商工費	204,349	1,100	205,449
8土木費		451,189	1,237	452,426
	4港湾費	56,938	1,237	58,175
歳出合計		5,134,572	17,111	5,151,683

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	417,042	3,701	420,743
14 道支出金	279,069	1,519	280,588
16 寄附金	50,001	500	50,501
17 繰入金	282,087	4,298	286,385
18 繰越金	35,000	7,093	42,093
歳入合計	5,134,572	17,111	5,151,683

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	957,391	8,536	965,927	1,232		4,298	3,006
3民生費	1,444,825	4,131	1,448,956	2,469			1,662
4衛生費	428,105	588	428,693				588
6農林水産業費	174,601	1,519	176,120	1,519			
7商工費	204,349	1,100	205,449			500	600
8土木費	451,189	1,237	452,426				1,237
歳出合計	5,134,572	17,111	5,151,683	5,220	0	4,798	7,093

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
13 国庫支出金	417,042	3,701	420,743
2 国庫補助金	71,778	3,701	75,479
1 総務費国庫補助金	2,200	1,232	3,432
2 民生費国庫補助金	21,003	2,469	23,472
14 道支出金	279,069	1,519	280,588
2 道補助金	52,081	1,519	53,600
3 農林水産業費道費補助金	25,884	1,519	27,403
16 寄附金	50,001	500	50,501
1 寄附金	50,001	500	50,501
1 寄附金	50,001	500	50,501
17 繰入金	282,087	4,298	286,385
2 基金繰入金	281,368	4,298	285,666
5 旧江差線(木古内・江差間)鉄道施設等整理基金繰入金	53,268	4,298	57,566
18 繰越金	35,000	7,093	42,093
1 繰越金	35,000	7,093	42,093
1 繰越金	35,000	7,093	42,093
歳入合計	5,134,572	17,111	5,151,683

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
	2 戸籍住民登録費補助金	1,232	個人番号カード交付事業費補助
	1 社会福祉費補助金	2,469	社会保障・税番号制度システム整備費補助（厚生労働省所管分）
	1 農業費補助金	1,519	経営所得安定対策直接支払推進事業補助
	1 寄附金	500	指定寄付金（地域振興）
	1 旧江差線（木古内・江差間）鉄道施設等整理基金繰入金	4,298	旧JR江差線鉄道用地防雪柵撤去
	1 前年度繰越金	7,093	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	957,391	8,536	965,927	1,232		4,298	3,006
1 総務管理費	881,151	7,304	888,455			4,298	3,006
5 財産管理費	129,400	4,298	133,698			4,298	
6 企画費	185,306	3,006	188,312				3,006
3 戸籍住民登録費	29,845	1,232	31,077	1,232			
1 戸籍住民登録費	29,845	1,232	31,077	1,232			
3 民生費	1,444,825	4,131	1,448,956	2,469			1,662
1 社会福祉費	1,232,015	3,524	1,235,539	2,065			1,459
1 社会福祉総務費	144,441	720	145,161	479			241
2 社会福祉施設費	12,993	547	13,540				547
3 老人福祉費	338,457	1,327	339,784	884			443
5 国民年金事務費	93	253	346	252			1
6 障害者福祉費	551,048	677	551,725	450			227
2 児童福祉費	212,810	607	213,417	404			203
1 児童福祉総務費	108,896	607	109,503	404			203

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
15	工事請負費	4,298	旧JR江差線鉄道用地防雪柵撤去工事
3	職員手当等	180	住居手当
4	共済費	279	社会保険料 雇用保険料
			266 13
7	賃金	1,800	地域おこし協力隊員 1人
9	旅費	237	地域おこし協力隊員旅費
11	需用費	70	消耗品費 燃料費
			20 50
14	使用料及び賃借料	270	自動車借上料
18	備品購入費	160	パソコン・デジタルカメラ
19	負担金補助及び交付金	10	職員研修負担金
19	負担金補助及び交付金	1,232	通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金
28	繰出金	720	国民健康保険費特別会計繰出金（社会保障・税番号制度に係る国民健康保険システム改修分）
15	工事請負費	547	老人福祉センター浄化槽ばっ気ブロー取替工事
28	繰出金	1,327	介護保険特別会計繰出金（社会保障・税番号制度に係る介護保険システム改修分） 後期高齢者医療特別会計繰出金（社会保障・税番号制度に係る後期高齢者医療システム改修分）
			972 355
13	委託料	253	社会保障・税番号制度に係る国民年金システム改修委託
13	委託料	677	社会保障・税番号制度に係る障害者福祉システム改修委託
13	委託料	607	社会保障・税番号制度に係る児童手当システム及び子ども・子育て支援システム改修委託

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
項	目							
4	衛生費	428,105	588	428,693				588
1	保健衛生費	428,105	588	428,693				588
2	予防費	70,126	588	70,714				588
6	農林水産業費	174,601	1,519	176,120	1,519			
1	農業費	92,627	1,519	94,146	1,519			
2	農業振興費	27,198	1,519	28,717	1,519			
7	商工費	204,349	1,100	205,449			500	600
1	商工費	204,349	1,100	205,449			500	600
3	観光費	46,480	1,100	47,580			500	600
8	土木費	451,189	1,237	452,426				1,237
4	港湾費	56,938	1,237	58,175				1,237
1	港湾管理費	56,938	1,237	58,175				1,237
歳出合計		5,134,572	17,111	5,151,683	5,220	0	4,798	7,093

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
7	賃金	588	臨時保育士 1人
19	負担金補助及び交付金	1,519	江差町地域農業再生協議会補助金（経営所得安定対策直接支払推進事業補助金）
19	負担金補助及び交付金	1,100	サマーナイトかもめ島実行委員会補助金
15	工事請負費	1,237	江差港船溜上屋改修工事

議案第5号

平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について

平成28年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,107,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成28年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

平成28年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	社会保障・税番号制度に係る国民健康保険システム改修	720				720		
総務費	一般管理費	国民健康保険制度改正に伴う国民健康保険システム改修	1,653	1,652				1	
計			2,373	1,652			720	1	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4国庫支出金		230,757	1,652	232,409
	2国庫補助金	61,013	1,652	62,665
10繰入金		183,789	720	184,509
	2一般会計繰入金	113,789	720	114,509
11繰越金		1	1	2
	1繰越金	1	1	2
歳入合計		1,105,036	2,373	1,107,409

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		33,381	2,373	35,754
	1総務管理費	21,455	2,373	23,828
歳出	合計	1,105,036	2,373	1,107,409

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	230,757	1,652	232,409
10 繰入金	183,789	720	184,509
11 繰越金	1	1	2
歳入合計	1,105,036	2,373	1,107,409

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	33,381	2,373	35,754	1,652		720	1
歳出合計	1,105,036	2,373	1,107,409	1,652	0	720	1

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
4 国庫支出金	230,757	1,652	232,409
2 国庫補助金	61,013	1,652	62,665
2 国民健康保険事業補助金	0	1,652	1,652
10 繰入金	183,789	720	184,509
2 一般会計繰入金	113,789	720	114,509
1 一般会計繰入金	113,789	720	114,509
11 繰越金	1	1	2
1 繰越金	1	1	2
1 繰越金	1	1	2
歳入合計	1,105,036	2,373	1,107,409

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	国民健康保険事業補助金	1,652	国民健康保険制度関係業務準備事業補助金
1	一般会計繰入金	720	一般会計繰入金
1	繰越金	1	前年度繰越金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	33,381	2,373	35,754	1,652		720	1
1 総務管理費	21,455	2,373	23,828	1,652		720	1
1 一般管理費	20,948	2,373	23,321	1,652		720	1
歳出合計	1,105,036	2,373	1,107,409	1,652	0	720	1

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	2,373	社会保障・税番号制度に係る国民健康保険システム改修委託 720 国民健康保険制度改正に伴う国民健康保険システム改修委託 1,653

議案第6号

平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

平成28年度 後期高齢者医療特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	徴収費	社会保障・税番号制度に係る後期高齢者医療システム改修	355				355		
計			355				355		

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3繰入金		42,445	355	42,800
	1一般会計繰入金	42,445	355	42,800
歳入合計		111,618	355	111,973

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		2,579	355	2,934
	2徴収費	1,716	355	2,071
歳出合計		111,618	355	111,973

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	42,445	355	42,800
歳入合計	111,618	355	111,973

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
総務費	2,579	355	2,934				355	
歳出合計	111,618	355	111,973	0	0		355	0

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
3 繰入金	42,445	355	42,800
1 一般会計繰入金	42,445	355	42,800
1 事務費繰入金	5,870	355	6,225
歳入合計	111,618	355	111,973

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
1 事 務 費 繰 入 金	355	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	2,579	355	2,934			355	
2 徴收費	1,716	355	2,071			355	
1 徴收費	1,716	355	2,071			355	
歳出合計	111,618	355	111,973	0	0	355	0

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
13 委 託 料	355	社会保障・税番号制度に係る後期高齢者医療システム改修委託

議案第7号

平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成28年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,012,191千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,005,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

（債務負担行為）

第3条 保険事業勘定の地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為 保険事業勘定」による。

平成28年6月14日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

平成28年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他変更をする必要が生じたことによる。

平成28年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	社会保障・税番号制度に係る介護保険システム改修	972				972		
計			972				972		

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰入金		161,767	972	162,739
	1一般会計繰入金	160,567	972	161,539
歳入合計		1,004,637	972	1,005,609

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		27,014	972	27,986
	1総務管理費	12,238	972	13,210
歳出	合計	1,004,637	972	1,005,609

第2表 債務負担行為 保険事業勘定

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センターシステム機器リース	平成29年度～平成33年度	1,091

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	161,767	972	162,739
歳入合計	1,004,637	972	1,005,609

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	27,014	972	27,986			972	
歳出合計	1,004,637	972	1,005,609	0	0	972	0

(2) 歳入(保険事業勘定)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
8 繰入金	161,767	972	162,739
1 一般会計繰入金	160,567	972	161,539
5 その他一般会計繰入金	35,979	972	36,951
歳入合計	1,004,637	972	1,005,609

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2 事務費繰入金	972	

(3) 歳出(保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
1 総務費	27,014	972	27,986			972		
1 総務管理費	12,238	972	13,210			972		
1 一般管理費	12,238	972	13,210			972		
歳出合計	1,004,637	972	1,005,609	0	0	972	0	

単位：千円

節		説明
区分	金額	
13 委託料	972	社会保障・税番号制度に係る介護保険システム改修委託

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
地域包括支援センターシステム機器リース	1,091			平成29 ～ 33	1,091			1,091	

議案第 8 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

平成 28 年 6 月 14 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

北空知学校給食組合の脱退に伴い、規約別表第 1 の変更について協議するため、本案を提出するものである。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表第1中「北空知学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第9号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成28年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成27年11月30日解散の北空知学校給食組合が当組合を脱退したこと並びに本文の一部表現の変更及び別表を改めることについて協議するため、本案を提出するものである。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中「市にあつては、通じて1人町村にあつては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあつては通じて1人、町村にあつては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

別表を次のように改める。

別表

組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合

(1) 市町村

区 分	市 町 村
市	根室市、滝川市、江別市、深川市、砂川市、富良野市、恵庭市、伊達市、芦別市、歌志内市、赤平市、美唄市、北広島市、石狩市、三笠市、士別市、北斗市、名寄市
石狩管内	当別町、新篠津村
渡島管内	松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、長万部町、森町、八雲町
檜山管内	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後志管内	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
空知管内	南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、栗山町
上川管内	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、上富良野町、中富良野町、

	南富良野町、占冠村、幌加内町
留萌管内	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗谷管内	猿払村、浜頓別町、中頓別町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、枝幸町、幌延町
オホーツク管内	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、大空町、湧別町
胆振管内	厚真町、豊浦町、壮瞥町、白老町、安平町、むかわ町、洞爺湖町
日高管内	平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、日高町、新ひだか町
十勝管内	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、豊頃町、浦幌町、足寄町、陸別町
釧路管内	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室管内	別海町、標津町、中標津町、羅臼町

(2) 一部事務組合及び広域連合

区分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内	石狩北部地区消防事務組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、石狩西部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合
渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島廃棄物処理広域連合
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町ほか2町学校給食組合、檜山広域行政組合
後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、北空知葬斎組合、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合
上川管内	名寄地区衛生施設事務組合、士別地方消防事務組合、

	大雪消防組合、愛別町外3町塵芥処理組合、大雪清掃組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合
留萌管内	羽幌町外2町村衛生施設組合、北留萌消防組合
宗谷管内	南宗谷衛生施設組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、利尻郡学校給食組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク管内	斜里郡3町終末処理事業組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生施設組合
胆振管内	西胆振消防組合、胆振東部消防組合、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合
日高管内	日高東部衛生組合、日高地区交通災害共済組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合
十勝管内	南十勝複合事務組合、池北三町行政事務組合、北十勝2町環境衛生処理組合、とがち広域消防事務組合
釧路管内	川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団
根室管内	根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第10号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

平成28年6月14日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

北空知学校給食組合が平成27年11月末を以て解散したことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の変更について協議するため、本案を提出するもの。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（34）の項中「（34）」を「（33）」に改め、「北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 1 1 号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 6 条第 7 項の規定により、平成 2 8 年 3 月 1 1 日議決の江差町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものとする。

平成 2 8 年 6 月 1 4 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

平成 2 8 年度予算において、「サケ種苗生産施設改修事業」、「江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業」及び「江差港北埠頭・新北埠頭フェリー係船用施設整備工事」の実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画に追加登載し、過疎債を活用するため。

江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更

江差町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）を次のとおり変更する。

1 産業の振興

(3) 計 画

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備 水産業	ナマコ・ニシ・アサギ・ハカガイ栽培漁業推進 さけ海中飼育 サケ種苗生産施設改修事業	漁協 漁協 漁協	
(9) 過疎地域 自立促進 特別事業	特産品開発・販売促進対策推進 企業誘致及び雇用奨励 江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業	町 町 商工会	
(10) その他	江差港港湾整備事業 江差港北埠頭・新北埠頭フェリー係船用施設 整備工事	国 町	

_____部分を加える。